

月額変更・異動について

◎注意事項（共通）

- 日本学生支援機構奨学金の月額変更・異動（「奨学生のしおり」を参照）には、所定の届出用紙での届出が必要です。
- この表にない異動については、学生生活課へ相談してください。
- 書類不備の場合、変更願は認められません。届出用紙の注意事項をよく確認してください。添付書類が必要な場合もあります。
- 書類の配付場所は学生生活課と学生課です。

	異動種類	届出用紙	提出期限等	備考
1	退学 除籍 休学 長期欠席 辞退	異動願（届）	異動する月の20日 例）H28.9.30 付けで退学する場合は、H28.9.20 が提出期限。	手続きが遅れると、奨学金の払戻しが必要となる場合があります。長期欠席は、1か月以上大学を休む場合です。
2	月額変更	貸与月額変更願（届）	随時 （原則として、申請した月の2ヶ月後に、増額・減額が反映されます。） H28年度内の最終期限は備考欄を参照。	採用年度・奨学金の種類・保証制度・増額か減額かにより、様式や添付書類が異なります。自分の奨学金の情報を確認してから、書類を受け取ってください。特に、平成19年度以前に採用された方は、まず学生生活課へご連絡ください。 詳細は、月額変更願の注意事項を確認してください。 <H28年度の最終期限> ア) H28年度途中で貸与終了＝貸与終了月の2ヶ月前の5日 イ) H28年度末（H29.3）で貸与終了＝H28.12下旬 ウ) アとイ以外＝H29.2.5 （ウに該当する方が、H29.4以降の変更を希望する場合は、学生生活課へ相談してください。）
3	改氏名 （本人）	改氏名届	随時 （改氏名後、速やかに）	手続きの時期によっては奨学金の振込が、遅れる場合があります。「名前」を変更する場合は、特に添付書類に注意してください。本人以外の改氏名は、「5. 連帯保証人等の変更」をしてください。

	異動種類	提出書類	提出期限等	備考
4	振込口座の変更	奨学金振込口座変更届	口座変更した月の20日	奨学金の振込が、遅れる場合があります。 口座名義のみが変更される場合は、「3. 改氏名」の手続きのみ行ってください。口座変更の手続きは不要です。
5	連帯保証人等の変更	連帯保証人・保証人等変更届	随時 (原則として、申請した月の2ヶ月後に、変更が反映されます。)	連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先(機関保証)・親権者(本人が未成年の場合)を変更する場合の手続きです。奨学生本人以外の改氏名も含まれます。 連帯保証人・保証人を変更する場合は、事前に「奨学生のしおり」で選任条件を確認してください。
6	編入学	編入学奨学金継続願	他学校へ編入学する予定の場合、編入学する月の前々月20日までに、学生生活課(鍋島キャンパスの方は電話・メールで)へご連絡ください。「編入学継続」が利用できる場合があります。	
7	留学	留学奨学金継続願または異動願	留学する場合、借用中の奨学金を継続するか、休止するかを選択する必要があります。 留学開始月の前々月20日までに学生生活課(鍋島キャンパスの方は電話・メールで)へご連絡ください。 なお、第二種奨学金(海外)、第二種奨学金(短期留学)の申請と異なりますので、ご注意ください。これらは、別途掲示しています。	
8	利率の算定方法の変更	第二種奨学金「利率の算定方法」変更届	随時 (原則として、申請した月の2ヶ月後に、変更が反映されます。) H28年度内の最終期限は備考欄を参照。	第二種奨学金が対象です。 <H28年度の最終期限> ア) H28.12までに貸与終了=貸与終了月の前月5日 イ) H29.1.~H29.3に貸与終了=H28.11.25 ウ) アとイ以外=H29.2.5 (ウに該当する方が、H29.4以降の変更を希望する場合は、学生生活課へ相談してください。)

	異動種類	提出書類	提出期限等	備考
9	住所変更	住所変更届等	1～2月上旬	<p>奨学生本人の住民票に記載された住所、連帯保証人・保証人の現住所、本人以外の連絡先（機関保証）を変更した場合は、奨学金継続願の提出に合わせて、変更願を提出してください。パソコンから継続願を提出したら、学生生活課または学生課で所定の様式を受け取り、記入後に提出してください。</p> <p>ただし採用直後で返還誓約書が未提出の場合は、すぐに学生生活課にご連絡ください。</p> <p>また当該年度中に貸与が終了する場合は、「返還のてびき」を参照してください。</p>
10	奨学生学修状況届		1～2月上旬	<p>奨学金が停止中の方が、提出する書類です。</p> <p>12月中旬頃に詳細をお知らせする予定です。</p>
11	保証制度の変更	保証の変更依頼書等	<p>保証制度を人的保証から機関保証へ変更する手続きです。</p> <p>申請後に、貸与終了分に相当する保証料を一括で支払う必要があります。</p> <p>状況により手続きや保証料が異なりますので、まず学生生活課（鍋島キャンパスの方は電話・メールで）へご連絡ください。</p>	



問合せ先：学生生活課奨学金担当

住所：〒840-8502 佐賀県佐賀市本庄町1

電話：0952-28-8172

e-mail：syougaku@mail.admin.saga-u.ac.jp

FAX：0952-28-8948

左のQRコードを読み込むと、電話番号とe-mailアドレスが登録出来ます。